

令和8年
(2026)
12/25
施行



教育・保育などを行う事業者の皆さまへ

こども性暴力防止法

による対応がはじまります！

Point

1

制度開始後、対象事業者は、従事者に、

性犯罪前科の有無を確認することが求められます。

Point

2

性犯罪前科が確認された場合には、性暴力のおそれがあるとの判断の下、

配置転換等の雇用管理上の措置が必要になります。

※ こどもに接する業務に就かせ続けることはできません。

Point

3

制度開始後のトラブル防止のため、制度開始前から、

採用選考の際、誓約書等で求職者の性犯罪前科の有無を確認しておいてください。

こども性暴力防止法とは？

性暴力は、こどもの心身の発達に深刻な影響を及ぼし、断じて許されるものではありません。

こども性暴力防止法では、対象事業者に対して、従事者の性犯罪前科の確認をはじめとする、こどもへの性暴力を防ぐための取組が義務付けられています。

制度の対象は？

こどもに教育・保育などを提供する事業のうち、次の事業・業務が対象となります。

学校、認可保育所などは、公立・私立を問わず、性暴力を防ぐための取組が義務となります。
それ以外(放課後児童クラブ、学習塾など)は、国が認定をすることで、制度の対象となります。

義務対象



認定対象



対象事業

- ・学校 (幼小中高特支、高専、高等専修学校)
- ・認可保育所、認定こども園
- ・児童養護施設
- ・障害児施設 など



対象業務

- ・教員、部活動指導員
- ・保育士
- ・児童指導員
- ・児童発達支援管理責任者 など



- ・認可外保育施設
- ・一時預かり、病児保育
- ・放課後児童クラブ
- ・学習塾、スポーツクラブ など



- ・保育従事者
- ・子育て支援員研修等受講者
- ・放課後児童支援員
- ・塾講師、指導員 など



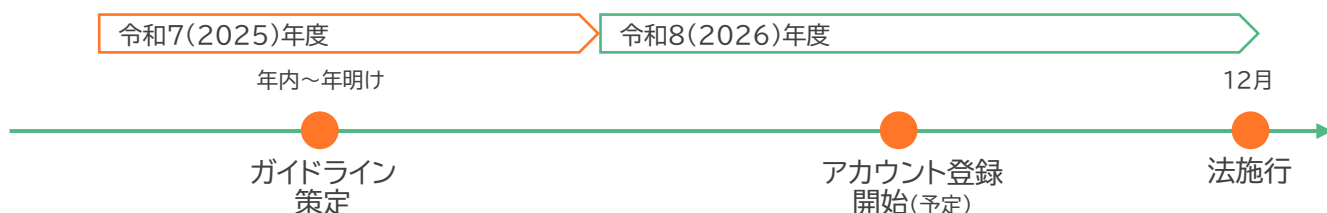
今後、皆さまにお願いすること

制度の開始後※1、対象事業者には、次の措置が求められます。

- ・ **安全確保措置** …… 被害の早期把握のための面談・アンケート、相談体制の整備 等
- ・ **犯罪事実確認** …… 従事者の性犯罪前科の有無の確認
- ・ **防止措置** …… 性暴力のおそれがあると判断される場合のこどもとの接触回避策 等
- ・ **情報管理措置** …… 性犯罪前科等の情報の適正な管理

特に、性犯罪前科が確認されるなど、性暴力のおそれがあると判断される従事者については、**配置転換等の雇用管理上の措置が必要になるため、制度開始後のトラブル防止の観点から、**

- ✓ **就業規則等を整備して従事者に周知しておくこと**
 - ✓ **採用選考の際に、誓約書等により性犯罪前科の有無を確認しておくこと**
- 等の対応を、**制度開始前のいまから事前に行っておくことが重要です。**



いまから着手が必要なこと

就業規則の整備等

就業規則等を整備して従事者に周知すること、採用選考時に性犯罪前科を確認することなどがが必要です。



従事者への周知

制度開始に伴い、従事者が対応すべき事項(性犯罪前科の確認、研修受講等)の周知をお願いします。



施行までに対応が必要なこと※3

法で求める体制整備

こどもからの相談窓口の設置、不適切な行為の検討など、法で求める取組の準備が必要です。



GビズID登録

手続はオンラインで行います。なりすまし防止のため、GビズID※2の事前取得をお願いします。



※1 令和8(2026)年12月25日以降

※2 デジタル庁発行の事業者向けID。1つのID・パスワードで複数の行政サービスへのログイン・手続が可能となります。

※3 詳細は、ガイドライン策定後にご案内予定です。

こども性暴力防止法の詳細については、こども家庭庁ウェブサイトをご覧ください。

こども性暴力防止法

検索 🔍



2026年12月25日より

こどもたちを 性暴力からまもる 新しい制度が 始まります



教育・保育

などを行う

事業者

の皆さまへ

こどもに対する性暴力は

断じて許されません。

「こども性暴力防止法」に基づき、
こどもへの性暴力を防ぐための
取り組みが事業者に求められます。

こどもまんなか

こども家庭庁



「こども性暴力防止法」
について詳しくはこちら

事業者求められること

- ✓ 性暴力の**未然防止**のための、現場でのルール作り・従事者向け研修の実施
- ✓ 性暴力の**早期発見**のための、面談やアンケートの実施・相談窓口の設置
- ✓ こどもと接する業務に就く人の**性犯罪歴の確認** など

これらの取り組みを行った結果、従事者に性犯罪歴がある場合など、こどもへの性暴力が行われる「おそれ」があると認められる場合は、**その従事者をこどもと接する業務に就かせない**などの対応が必要になります。

制度の対象は？

あらゆる教育・保育などを行う事業者が対象です。

学校や認可保育所などは、公立・私立を問わず**全ての施設や事業者が対象となります。**

放課後児童クラブや学習塾などの事業者はこども家庭庁に申請し、認定を受けた場合に法律の対象となります。



義務対象

- ・ 学校（幼小中高特支、高専、高等専修学校）
- ・ 認可保育所、認定こども園
- ・ 児童養護施設
- ・ 障害児施設 など



認定対象

- ・ 認可外保育施設
- ・ 一時預かり、病児保育
- ・ 放課後児童クラブ
- ・ 学習塾、スポーツクラブ など

国の認定を受けるとどうなる？

認定を受けた事業者は

- ✓ **法で定められた性暴力防止のための取り組みが求められます。**
(義務対象事業者と同様の取り組み)
- ✓ **事業者の認定の有無を保護者などが確認できるようになります。**
(こども家庭庁のウェブサイト上で事業者名が公表されます)
- ✓ **「こまもろうマーク」を施設の看板や広告に使うことができます。**
(認定事業者マーク)



こども家庭庁が
認定事業者を公表



看板や広告に
認定マーク表示



こどもや保護者
国民の皆さまが
認定事業者を認知



教育・保育 などを行う 事業者の皆さまへ

こどもを性暴力からまもるためには、こどもと関わる全ての方の理解と協力が必要です。

こどもが安心して教育・保育を受けられる社会を実現するため、

法の遵守と積極的な認定の取得をお願いいたします。

認定の取得には申請が必要です。

手順など詳しくは、こども家庭庁ウェブサイトをご確認ください。

詳しくはこちら



こどもまんなか

こども家庭庁